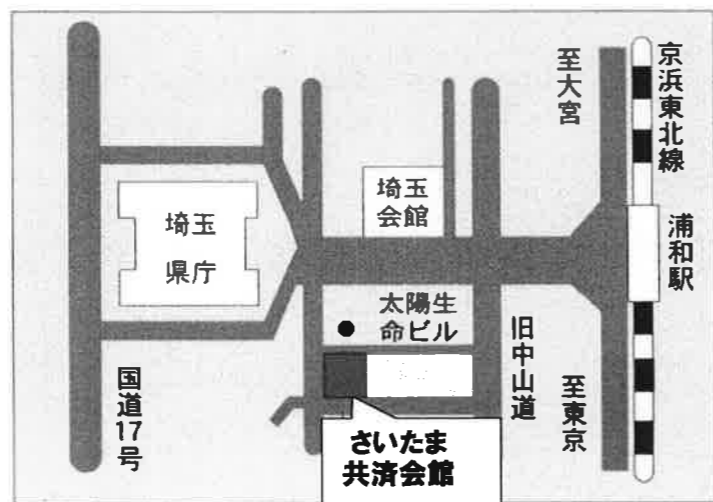


建設業法改正と 社会保険の加入対策 説明会 個別相談会

平成 24 年の建設業法改正で、建設業に携わる事業者様にとって社会保険未加入対策は緊急の課題となっています。例えば社長が社会保険に加入していても他の従業員が入っていなければ未加入として指導対象になります。現時点で建設業部局からの「監督処分」が出されるようなケースはまだありませんが、社会保険未加入企業への「指導」はすでに始まっています。また、大手元請企業の中には具体的な対策に動き出しているところもあり、今後は、入札参加の制限、工事契約の拒否や、工事現場への入場禁止等、発注者・元請・下請の取引関係にも影響が出てくる事が予想されます。

今回の説明会では、この建設業法の改正とそれに伴う影響に触れながら、建設事業者様向けの社会保険加入対策をお話ししていきます。



- ◆開催日時： 平成 25 年 4 月 12 日（金） 説明会 9：30～10：30 （受付：9：00～）
質疑応答・相談会 10：30～12：00
- ◆会場： さいたま市浦和区岸町 7-5-14 さいたま共済会館
※会場の部屋番号は、お申込み後、参加票の発送をもってお知らせ致します。
- ◆参加費： 【個別参加の場合】 1 名様につき、3,150 円（税込）
【グループ参加の場合】 元請会社様で取りまとめてお申込み下さい。
(1 グループにつき 5 名様まで) 10,500 円（税込）
- ◆定員： 50 名（申し込み先着順で定員になり次第、締め切りとさせていただきます。）
- ◆主催： 財団法人 埼玉県総合労働福祉協会
- ◆講師： 社会保険労務士 大久 由子 / 経営法務指導員 井上 和彦

【今回の説明会の主な内容】

1. 建設業法の改正

①社会保険加入が問題となる理由

国交省がいま、社会保険加入を強力におしすすめる狙いを解説します。

②建設業許可・経審への影響、監督処分

社会保険未加入企業への指導、日本年金機構との連携と営業停止を含む建設業法上の監督処分について。

③元請企業・下請企業に求められる取組み

平成 29 年 4 月以降、元請企業からの契約拒否、未加入作業員の現場立入禁止等の措置が取られます。

④下請構造の見直し

適正な法定福利費による見積りと、発注側のチェックが求められます。

2. 社会保険加入対策

⑤あなたの会社は、社会保険の適用事業所ですか？

雇用保険、健康保険、厚生年金保険それぞれについて、事業所形態や従業員の就労形態によって適用事業所となるか適用除外となるか詳細に区分されます。社会保険未加入対策の第一歩は、企業のこれらの適用関係を把握することから始まります。

⑥社会保険加入のメリット(給付内容)はご存じですか？

社会保険に加入することで国民健康保険にはない、病気療養中の所得補償等の各種給付が受けられます。また、社会保険の加入は従業員の福利厚生充実につながり、従業員の定着率の増加が期待できます。

⑦社会保険料の負担はどのくらいになるのでしょうか？

社会保険に加入すると会社負担が出ます。これがどのくらいの経費増となるのかを把握しておきましょう。

⑧雇用契約から請負契約へ移行させるのにあたって、注意すべき点は？

従業員を一人親方へ移行させる場合は、諸法令に違反することのないよう、慎重に行わなくてはなりません。

※対策は平成 29 年までに行なえばいいのではありません。今すぐ動くことが大切です。

参加申込書

FAX 048-885-2112

お手数ですがご記入の上 FAX して下さい。

【事業所名】※個別参加の場合	【ご参加者の役職・御芳名】	【TEL】
【事業所の所在地】	〒	

【事業所名】※グループ参加の場合	【ご参加者の役職・御芳名】	【TEL】

グループ参加の場合の、参加票の送付先をご記入下さい

【ご住所】	【送付先（事業所名）】	【ご担当者名】
〒		

この情報は今後のセミナー及び弊協会が提供する商品やサービスの御案内についてのみ使用し、他の目的には一切使用致しません。詳しくは、弊協会の HP に掲載しているプライバシーポリシーをご参照下さい。 <http://roudoufukushi.com/>